

「ETC 関連技術の活用に関する研究会」報告書（概要）

1. 背景と目的

- ETC 車載器の普及は、本年 3 月 25 日現在で約 266 万台、利用率は、15.7%。平成 19 年には利用率を 70%にまで引き上げることが目標。
- ETC 関連技術を有料道路の料金徴収以外の様々な目的のために活用することについて、民間事業者等から各種の提案・要望。
- 本研究会は、民間事業者等からの各種の提案・要望を踏まえつつ、ETC 関連技術の活用のあり方を、セキュリティ確保及び個人情報保護の観点から検討。
- 既存 ETC 車載器で対応が可能なサービスを前提に検討。

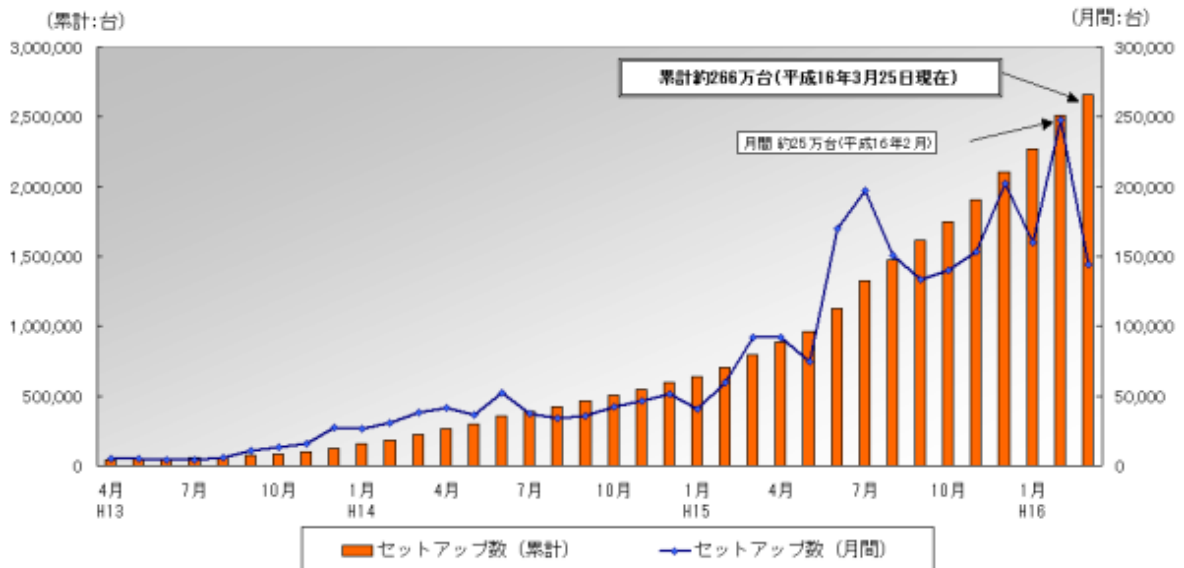


図1 ETC 車載器のセットアップ台数の推移

2. 「既存 ETC 車載器の一部機能を利用する場合」についての考察

有料道路事業者以外のサービス提供事業者が ETC のセキュリティシステムをそのまま利活用することは、ETC 本体のセキュリティレベルの低下を招くため、実現は不可能。そのため、他の場合を想定。

(1) 想定内容

- ・ サービス提供事業者が、既存 ETC 車載器の一部機能を利用してサービスを提供する場合を想定。
- ・ 利用者がサービス提供事業者に応申を行い、サービス提供事業者が独自の路側システムを利用してサービス提供。
- ・ 決済システムを導入する場合には、独自のシステムを使用。
- ・ ユニーク性の保証された番号等の利用方法について、3つのタイプが想定可能。

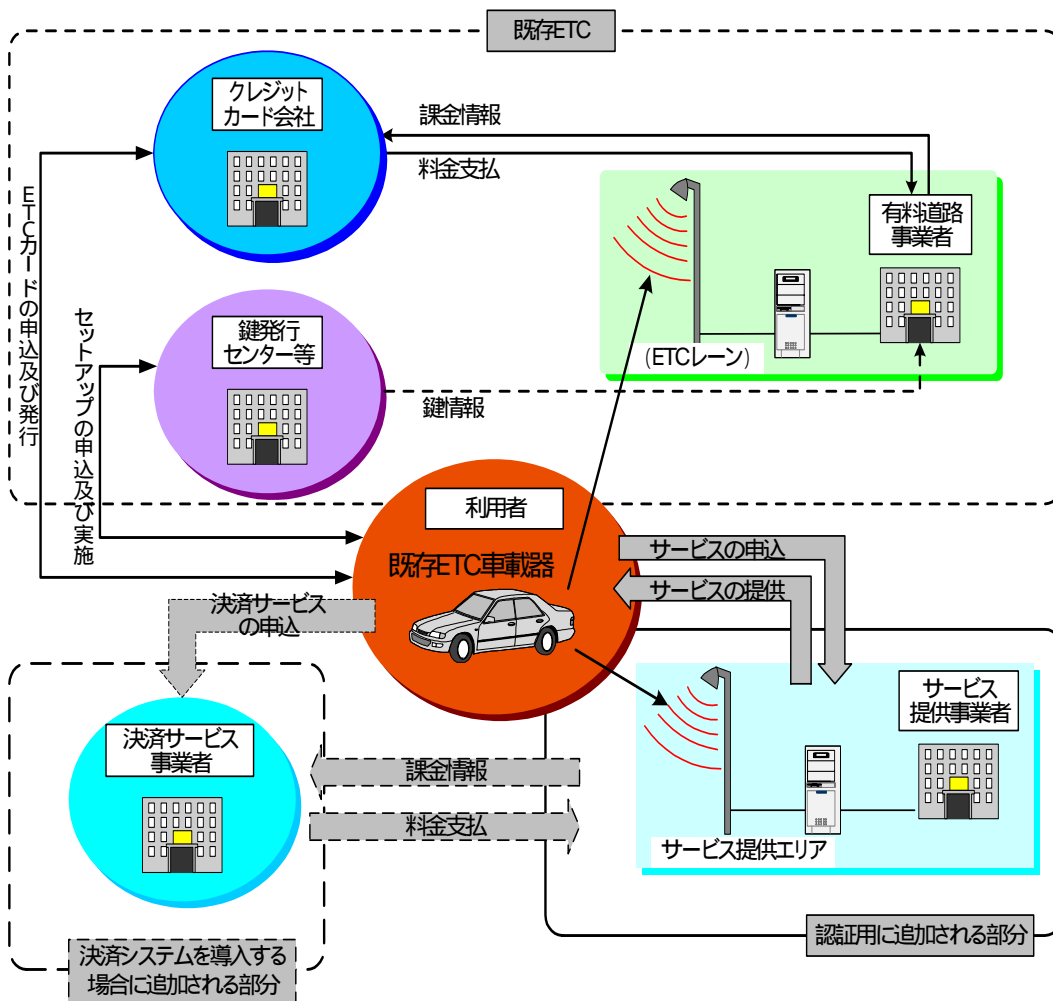
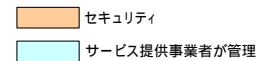
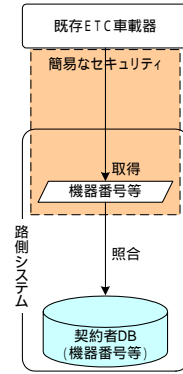


図2 「既存 ETC 車載器の一部機能を利用する場合」の概念図

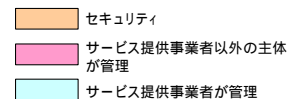
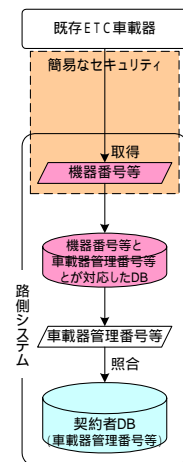
タイプ1の想定内容

- ・サービス提供事業者が、利用者の車載器に格納された機器番号等の提供を受け、これと利用者に関する個人情報とを関連付けた契約者データベースを整備。
- ・利用者の車載器に格納された機器番号等が、簡易なセキュリティを利用して、車載器から路側システムに送信。
- ・サービス提供事業者は、独自の路側システムを利用して、機器番号等を照合した上で、サービスを提供。



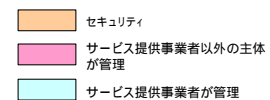
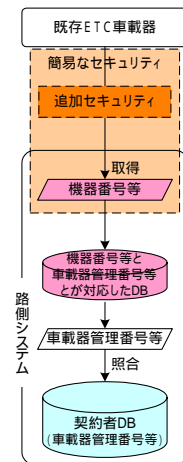
タイプ2の想定内容

- ・サービス提供事業者が、車載器管理番号等と利用者に関する個人情報とを関連付けた契約者データベースを整備。
- ・利用者の車載器に格納された機器番号等が、簡易なセキュリティを利用して、車載器から路側システムに送信。
- ・車載器から発信された機器番号等は、独自の路側システムにおいて、対応する車載器管理番号等に変換。サービス提供事業者がその車載器管理番号等を照合した上で、サービスを提供。



タイプ3の想定内容

- ・サービス提供事業者は、車載器管理番号等と利用者に関する個人情報とを関連付けた契約者データベースを整備。
- ・利用者の車載器に格納された機器番号等が、機能追加されたセキュリティを利用して、車載器から路側システムに送信。
- ・車載器から発信された機器番号等は、独自の路側システムにおいて、対応する車載器管理番号等に変換。サービス提供事業者がその車載器管理番号等を照合した上で、サービスを提供。



(2) セキュリティ確保の観点からの考察

- ・ ETC の一層の普及や多様なサービス展開に資するという観点からも、サービス提供事業者等に対して、ETC 本体のセキュリティレベルに影響を与えない範囲において、必要な情報が提供されることは望ましいこと。
- ・ 具体的に構築されるシステム内容については、民間事業者等の実施主体において、以下の各タイプの特性を踏まえ、提供するサービス形態、リスク管理の方法等の具体的内容を総合的に勘案して検討されることが基本。

(タイプ 1)

本来公開が想定されていない車載器に格納された機器番号等を利用者の認証のために公開する点が望ましくないが、最もシンプルでコストの低い路側システムが提供可。

(タイプ 2)

路側システムのコストは中位だが、タイプ 1 と違い機器番号等の公開が不要。

(タイプ 3)

路側システムのコストは最も上位だが、タイプ 1 と違い機器番号等の公開が不要であり、セキュリティレベルが最も高い。

- ・ 新しいサービスは、民間事業者等の実施主体の責任において行われるものであるが、例えば、情報セキュリティ確保に関して十分な体制を有するサービス提供事業者等を情報提供の対象とするなど、新しいサービスに係るセキュリティにも十分配慮することが望まれる。
- ・ 民間事業者等の各実施主体においては、その役割分担に基づいて、利用者が新しいサービス提供を申し込む際に必要な事項を十分に理解できるようにし、実運用の際にも適切に管理行為等を行うことが重要。

(3) 個人情報保護の観点からの考察

- ・ タイプ 1～3 のいずれの場合にも、電子化された個人情報データベースを構築したサービス提供事業者が個人情報保護法上の義務を負う。
- ・ タイプ 1 に関しては、サービス提供事業者に対する情報提供については、個人情報保護関連規定の趣旨に沿って、本人からの依頼を前提条件とした運用が、サービス提供事業者により確実に行われることを担保する必要。
- ・ タイプ 2 及び 3 に関しては、機器番号等を車載器管理番号等へ変換するためのデータベースを管理する主体は、個人情報を保有しないという運用を徹底すれば、個人情報保護法は適用されない。
- ・ 新しいサービスは、民間事業者等の実施主体の責任において行われるべきものであるが、例えば、個人情報保護に関して十分な体制を有するサービス提供事業者を情報提供の対象とするなど、新しいサービスに係る個人情報の保護にも十分配慮することが望まれる。
- ・ 民間事業者等の各実施主体においては、その役割分担に基づいて、利用者が新しいサービス提供を申し込む際に必要な事項を十分に理解できるようにし、実運用の際にも適切に管理行為等を行うことが重要。